

豊島区再犯防止推進計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年1月

豊島区

豊島区再犯防止推進計画の策定にあたって

豊島区は、平成24年に世界保健機関（WHO）が推奨する安全・安心まちづくりの国際認証である「セーフコミュニティ」を取得し、平成30年には再認証を取得するなど、継続して安全・安心なまちづくりに取り組んでいます。その結果、区内における刑法犯の認知件数は、平成15年をピークに年々減少傾向にある一方、近年、区内における刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合は5割弱で推移しており、犯罪を減らすためには犯罪をした者が再び犯罪に手を染めることがないように立ち直りを支援し、社会復帰を後押ししていくことが重要となっています。

そのため本区では、区、区民、警察等の行政機関が一体となって犯罪防止を図る目的で設置された生活安全協議会の中に、豊島区保護司会や豊島区更生保護女性会等の再犯防止と密接な関係にある団体や東京保護観察所や警察等の行政機関で構成される再犯防止推進部会を設置し、「オールとしま」の体制で協議を重ねてまいりました。そして今回、区民の皆様すでに提供している本区の各種施策の中で、就労支援や住宅の確保、保健医療・福祉サービスの促進など、直接または間接的に再犯防止に資する取り組みとなる施策をとりまとめ、「豊島区再犯防止推進計画」として策定いたしました。今回の計画は、令和2年4月から5年の計画期間となります。今後、再犯防止の取り組みの必要性やそのための方策について広く区民の皆様に周知して理解を得ていくとともに、区の関係部署をはじめ、保護司や更生保護団体等の民間協力者との連携を密接にしていき、再犯を含む犯罪の発生を起こさせない安全・安心なまちの実現を目指していきます。

最後に、計画の策定にあたりご尽力いただいた協議会・部会の委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せくださいました団体、区民の皆様に厚く御礼申し上げます。

今後とも再犯防止に向けた取り組みに一層のご理解、ご協力をお願いいたします。



豊島区長

高野之史

令和2年1月

平成28年、「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めることが努力義務とされました。しかしながら、自治体の取り組みはなかなか進んでおりません。このような状況の中、国際認証である「セーフコミュニティ」を取得している豊島区が先鞭を切るべきであり、また、今まで守秘義務の影響により認知されにくかった保護司や保護司会が、地域の中で認知される好機であると考え、豊島区における再犯防止推進計画の必要性を高野区長にお伝えしてまいりました。

区長にご理解いただき、都内でも2番目という早さで計画策定を迎えることができました。策定にあたり、行政職員の皆さんだけでなく、安全・安心のまちづくりのために活動する地域の方や、更生保護活動を実践している民間団体の皆さんが検討の場に参加していただいたことが、豊島区の大きな特徴でもあります。

豊島区は、更生保護活動の拠点である「更生保護サポートセンター」を、池袋駅近くで利便性が良く、区的生活福祉課や豊島区民社会福祉協議会と同じ施設内という、好条件の場所に設置しており、平成28年開設以来、視察が絶えることがありません。また、当センターにおいて薬物再乱用防止プログラムにも積極的に取り組んでいます。好条件の場所で夜間の実施であることも奏功して参加者も徐々に増え、再犯防止の一翼を担う重要な取り組みになっております。

本計画には、再犯防止に資する事業として、約90事業が掲載されており、更生保護活動のために大変役立つ冊子になっています。また、掲載されている事業の中には、就労、居住等の支援に関する事業もあり、犯罪や非行に陥ってしまった方のためだけでなく、生活に困難を抱えている方を支援する際のガイドラインとしてもご利用いただける内容となっております。

「豊島区再犯防止推進計画」が、地域での見守りや支援を実践する際の一助になることを願っております。



再犯防止推進部会委員長
豊島区保護司会会長

令和2年1月

高野 秀典

目 次

1. 計画の基本的な考え方	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	1
(4) 取り組み方針	1
(5) 計画の推進体制	1
2. 計画の背景	2
(1) 国におけるこれまでの再犯防止に向けた取り組み	2
(2) 再犯防止推進法の制定	2
(3) 再犯防止推進計画の策定	3
(4) 東京都における再犯防止推進計画の策定	3
3. 具体的な取り組み	4
(1) 安全・安心なまちづくりへの取り組み	4
(2) 就労・住居の確保等のための取り組み	6
(3) 保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取り組み	10
(4) 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取り組み	16
(5) 民間協力者等の活動の促進と広報・啓発活動の推進ための取り組み	19
参考資料	23

1. 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

全国における刑法犯認知件数は平成14年をピークに16年連続で減少する一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は一貫して上昇し続けるなど、安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘され、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行されました。

同法第8条では、「都道府県及び市町村は、再犯防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、また豊島区においても、ここ数年、刑法犯認知件数は減少する一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は40%台後半で推移していることから、罪を犯した者の円滑な社会復帰を後押しし、再犯を防止することにより、区民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、豊島区再犯防止推進計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画や東京都の再犯防止推進計画を勘案して策定します。

本計画では、就労支援や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進など、従前から区民に提供してきている各種施策で、再犯防止に資する取り組みとなるものや副次的な効果として再犯防止につながる可能性のある取り組みを記載しています。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

(4) 取り組み方針

国や東京都の基本方針を踏まえ、次の取り組みを推進します。

- ①安全・安心なまちづくり
- ②就労・住居の確保等
- ③保健医療・福祉サービスの利用促進等
- ④非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ⑤民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進等

(5) 計画の推進体制

計画を着実に進めるため、豊島区生活安全協議会[※]において、取り組みの推進を図ります。

※豊島区生活安全協議会

区、区民、警察署等関係行政機関が一体となって、犯罪の防止を図るための協議をすることによって、安全で明るい街づくりを推進することを目的として、平成12年12月に設置されました。

2. 計画の背景

(1) 国におけるこれまでの再犯防止に向けた取り組み

我が国の刑法犯の認知件数は、戦後長い間年間 140 万件前後で推移していましたが、1996 年（平成 8 年）以降増加の一途をたどり、2002 年（平成 14 年）には約 285 万件と 7 年連続で戦後最多を記録しました。この状況を受けて、政府は、2003 年（平成 15 年）に犯罪対策閣僚会議（内閣総理大臣が主宰、全閣僚が構成員）を設置し、同年 12 月、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定しました。こうした取り組みの成果もあって、2007 年（平成 19 年）には刑法犯の認知件数が 10 年ぶりに 200 万件を下回るなど、治安の改善がみられました。

しかし、その一方で、刑法犯により検挙された再犯者が 2006 年（平成 18 年）に 14 万 9,164 人と最多となりました。また、法務総合研究所が 1948 年（昭和 23 年）から 2006 年までの間に裁判が確定した犯歴 100 万人を調査した結果、人数においては全犯罪者の 3 割である再犯者が、件数においては全犯罪の 6 割を実行している状況となっていることも明らかとなりました。

2012 年（平成 24 年）7 月、政府は、犯罪対策閣僚会議において、刑務所出所者等の再犯を効果的に防止するためには、長期にわたり広範な取り組みを社会全体の理解の下で継続することが必要であることから、より総合的かつ体系的な再犯防止対策として、「再犯防止に向けた総合対策」を決定しました。

また、2014 年（平成 26 年）12 月には、犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」を決定しました。宣言では、犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることを自然にできる社会にすることを目指し、刑務所出所者等の「仕事」と「居場所」の確保のための施策と数値目標を設定し、経済界や国民に理解と協力を呼びかけました。

宣言決定後、犯罪や非行からの立ち直りを支える民間の支援の輪は着実に広がったものの、立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の多くは、刑事司法と地域社会の狭間に陥り、必要な支援を受けられないまま再犯に及んでいる現状がありました。

そこで、2016 年（平成 28 年）7 月、政府は、犯罪対策閣僚会議において、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」を決定し、立ち直りに向けた“息の長い”支援に関する施策に取り組むこととしました。

（「平成 30 年版再犯防止推進白書」より）

(2) 再犯防止推進法の制定

再犯防止のためには、犯罪や非行を未然に防止する取り組みを着実に実施することや、捜査・公判を適切に運用することで適正な科刑を実現することはもとより、犯罪や非行をした者が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解するとともに、自ら社会復帰のために努力することが重要です。

しかし、犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、し癖、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者がおり、こうした多岐にわたる課題に対応するためには、刑事司法関係機関による取り組みのみではその内容や範囲に限界が生じていました。こうしたことから、生きづらさを抱える犯罪をした者等を地域社会で孤立させないための「息の長い」支援等を行うためには、これまでの刑事司法関係機関による取り組みを真摯に見直し、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが課

題となっていました。

そこで 2016 年（平成 28 年）12 月、議員立法である「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号。以下「推進法」という。）が制定され、同月施行されました。推進法は、再犯防止の基本理念を定めた上で、政府が再犯防止推進計画を策定すべきことや、国・地方公共団体が講じるべき基本的施策について規定しています。

（「平成 30 年版再犯防止推進白書」より）

（3）再犯防止推進計画の策定

政府は、推進法の施行を受け、2017 年（平成 29 年）12 月 15 日、再犯防止推進計画（以下「国計画」という。）を閣議決定しました。この計画は、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後 5 年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画です。

国計画では、5 つの基本方針を設定しています。 ※基本方針は概要

- I 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- II 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- III 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- IV 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- V 再犯防止の取り組みを広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

（4）東京都における再犯防止推進計画の策定

東京都は、国計画を勘案し、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に基づく地方再犯防止推進計画として、令和元年 7 月に「東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

この計画には、東京都が実施する再犯防止に資する取り組みや、再犯防止につながる可能性がある取り組みが記載されています。

また、国計画に掲げられている 5 つの基本方針を踏まえ、次の重点課題に取り組むこととしています。

- ・ 就労・住居の確保等
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ・ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ・ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ・ 再犯防止のための連携体制の整備等

3. 具体的な取り組み

区では、5つの取り組み方針（1頁参照）に基づき、再犯防止に資する事業等の取りまとめを行いました。今後は、再犯防止の視点を加え、より充実した取り組みを推進していきます。

(1) 安全・安心なまちづくりへの取り組み

現状と課題

○町会等による街頭防犯カメラの設置促進や官民一体となった環境浄化パトロールの活性化、セーフコミュニティ認証都市としての各種取り組み等により、平成30年の区内の刑法犯認知件数は4,477件で、過去最も多かった平成15年の11,589件に比べ、7,112件減少（61.4%）するなど、治安はかなり良くなっていると言えます。

○しかしながら、区内では未だに高齢者を狙ったオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が発生するなど、区民の安全・安心を脅かす犯罪の発生が後を絶たない厳しい状況にあります。

○また、日本有数の繁華街である池袋地区を有していることから、今後も継続して安全で安心して過ごせるまちづくりを目指した各種対策が求められています。

具体的な事業

①セーフコミュニティ推進事業【行政経営課（セーフコミュニティ推進室）】

セーフコミュニティとは、けがや事故など日常生活の中で健康を阻害する要因を予防することで、安全・安心なまちづくりに取り組んでいるコミュニティのことです。

セーフコミュニティ国際認証を取得している豊島区では、区の重点テーマに対応する連携・協働のための組織である「対策委員会」を設置し、各課題への具体的な対策を講じています。具体的な対策等について実践の場を提供し、セーフコミュニティ活動の拠点となっている「地域区民ひろば」では、対策委員会と連携して、自殺予防のためのゲートキーパー講座の実施、防災・防犯などの学習プログラムの展開、子育てなどの相談機会の提供など様々な活動を行っています。それらセーフコミュニティ活動の実績を通して、さらなる課題活動への評価・改善につなげています。

②地域における見守り活動支援事業【防災危機管理課】

地域の主体的な防犯環境の整備による、公共空間における安全・安心なまちづくりを図るため、地域見守り活動を連携して行う地域団体を対象として、街頭防犯カメラの設置経費の補助や電柱・NTT柱への年間共架料の補助を実施します。

③地域安全対策事業【防災危機管理課】

区民が安心して暮らせるまちをつくるために、防犯パトロール、区民団体へのパトロール用資材支援、特殊詐欺防止対策の自動通話録音機貸与等を実施します。

④安全・安心パトロールの実施【防災危機管理課】

区民の安心感を確保するため、区内全域を青色回転灯つきパトロールカーでパトロールします。その際、小学校、保育園、子どもスキップ等の施設にも立ち寄り、安全点検を行うとともに、侵入盗、ひったくり等、犯罪発生地域の重点的パトロールを行います。

⑤青色回転灯つきパトロールカーの運用【防災危機管理課】

区民の安心感を確保するため、原則として、平日の午前5時から午後10時までの間（土曜日は午後2時まで、原則として日曜、祝日、年末年始を除く。）、資源持ち去り防止や小学校、区関連施設への立ち寄り警戒、繁華街パトロールや特殊詐欺被害防止のための警戒活動等を実施します。

⑥安全・安心メール配信【防災危機管理課】

「安全安心情報」(区内及び区境周辺で発生した不審者事案や事件・事故、子どもの安全確保上の注意等)を携帯電話、パソコン配信システムにおいて、登録者に配信します。

⑦インターナショナルセーフスクール推進事業【指導課】

インターナショナルセーフスクール（ISS）は、体や心のけが、およびその原因となる事故やいじめを予防し、安全・安心な学校づくりを進める活動です。学校内はもとより、通学路などの地域の安全に、児童・生徒、教職員、保護者、地域の関係機関や行政が協働で取り組んでいます。

安全な学校づくりのための仕組みが機能していると認められた学校は、国際認証を得ることができ、平成30年度時点で区内の小学校6校、中学校1校が認証を取得しています。

令和元年度は、新たに清和小学校が認証の取得に向けて、また、仰高小学校、池袋本町小学校が再認証の取得に向けて取り組んでいます。

⑧学校・通学路の安全事業【学務課・庶務課】

園児・児童・生徒が安全・安心な学校生活を過ごすことができるよう、登下校時の通学案内、学校施設の警備・点検等、日常的な安全体制を確立します。

⑨小学校児童の通学路安全対策の推進【学務課】

通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを設置します。

⑩学校安全安心事業【庶務課】

通学路等における子どもたちの安全を確保するため、各小学校の保護者等の見守り活動を支援します。

⑪安全教育の充実【指導課】

セーフティ教室、薬物乱用防止教室、スマートフォン・携帯電話等の使用に関する指導等、児童・生徒の安全教育を推進しています。また、学校における指導内容を保護者・地域にも公開し意識啓発を進め、地域ぐるみで安全対策の向上に努めています。

(2) 就労・住居の確保等のための取り組み

① 就労の確保等

現状と課題

- 刑務所に再び入所した人のうち約 7 割が、再犯時に無職となっており、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人と比べて約 3 倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすくなっています。
- 一般に刑務所出所者等の求職活動は、その前科等のため就職に当たって困難が大きく、また、一旦就職しても、社会人としてのマナーや対人関係能力の不足により早期に離職するなど職場定着に困難を伴う場合が多くあります。
- 刑務所出所者等が安定した職を得てそこに定着するためには、本人の意向や適性などを踏まえきめ細やかな支援が必要となります。

具体的な事業

① 暮らし・しごと相談支援センターの設置（生活困窮者自立支援制度）【福祉総務課】

豊島区では、「暮らし・しごと相談支援センター」を開設し、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し専門の相談支援員が多様な問題にワンストップで対応する体制を整え、総合的かつ具体的な寄り添い支援を行っています。

◎ 自立相談支援事業（相談）

専門の相談員が相談内容を整理したうえで、それぞれの方にあつた支援プランを作るとともに、他の関係機関などと連携し、課題解決に向けた支援を行います。

◎ 自立相談支援事業（就労支援）

支援者の就労条件に合わせて個別に求人を提供するため企業と交渉し、求人を斡旋します。他にも就職技術支援（面接指導、履歴書添削等）や面接同行、就職後の就労環境の確認を含めた定着支援を行います。

◎ 就労準備・社会参加支援事業

「仕事をしたことがない」「離職期間が長期にわたる」「人とのコミュニケーションがうまくとれない」「生活リズムが乱れている」等の理由で、早期の就労に不安のある方に対し、個別面談、セミナー、体験就労、地域のイベント参加などを通じ、自立に向けたオーダーメイドの支援プランを作成し支援をします。また、困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラムとして、定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者等に対する将来の進路に対する助言、就労支援、居場所づくり等の支援をします。

◎家計改善支援事業

家計収支改善のアドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。また、弁護士相談（としま生活困窮者支援弁護士ネットワーク）による専門的なアドバイスも行っています。

◎子どもの学習・生活支援事業

子どものいる世帯に対し、家庭訪問を通じた子どもとその家族への生活面のアドバイス、活用できる制度や事業、地域の学習支援活動（としま子ども学習支援ネットワーク〈通称：とこネット〉）に属する各教室の紹介などを行います。

◎住居確保給付金事業

住まいを失った方、または失うおそれのある方に原則3ヶ月の期間において家賃相当額（上限あり）を支給することで、常用就職に就けるよう支援を行います（要件あり）。

②ワークステップとしま

豊島区では、平成26年9月、雇用と福祉が一体となったワンストップ型の就労支援を行うため、「豊島区、東京労働局及び池袋公共職業安定所(ハローワーク池袋)が生活保護受給者等に対して就労支援を一体的に実施するための協定」を締結しました。この協定に基づいて、区役所本庁舎4階に「ワークステップとしま」が設置されています。この窓口では区とハローワーク池袋が一体となって就労支援・職業紹介を行うことで、生活保護受給者等への早期支援の強化を図っています。

③就労支援専門員支援事業【生活福祉課・西部生活福祉課】

稼働能力を有する被保護者を対象に、就労支援専門員による継続的な個別面接指導やハローワークと連携した就労への支援を行っています。また、就職後に継続して働くための定着支援も行っています。

④就労意欲喚起事業【生活福祉課・西部生活福祉課】

就労経験がない、就労意欲が低いなど、就労に対する課題の多い被保護者に対して支援を行い、就労意欲の喚起を図ると同時に、就労までの支援を行っています。

⑤就業支援事業【生活産業課】

求職者の職業相談を行う池袋公共職業安定所(ハローワーク池袋)や東京しごと財団（東京都）、近隣区と連携して、就職フェアや就労支援セミナーなどを開催し、若年求職者の就職をサポートします。

⑥保護観察対象少年に対する就労支援事業【子ども若者課】

非行少年の立ち直りを支援し、再犯を防止するため、保護観察対象少年を、区の臨時職員として採用します。

⑦高齢者の就業支援【豊島区シルバー人材センター】

豊島区シルバー人材センターでは、「自らの知識や経験と能力を活かしながら働くことによって、地域社会へ参加したい」と希望する高齢者の方に対し、様々な就業やボランティア活動の機会を提供することによ

り、高齢者の方々の生きがいや生活感の充実を図り、高齢者の社会参加による活力ある地域社会づくりを目指しています。

⑧障害者就労支援事業【障害福祉課】

障害のある方が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労に関わる支援を行います。必要に応じて相談や情報提供を行い、就労が継続できるように支援します。また、事業主の障害者雇用の促進を応援します。

⑨就労定着支援事業【障害福祉課】

一般就労した障害者に対して、電話・来所相談、企業等への訪問を通して、必要な連絡調整、指導、助言等を行い、就労の継続を図ります。

⑩協力事業主の公共調達の受注機会の増大【契約課】

豊島区では、区が発注する建設工事において、総合評価方式を実施するに当たり、平成 31 年 4 月より協力事業主の受注機会の増大を図るため、新たに雇用対策評価項目の一つに「法務省の協力事業主制度に登録」を設定しています。

②住居の確保等

現状と課題

- 地域社会で安定した生活を送るためには住居を確保することが大変重要となりますが、刑務所等からの満期出所者等の約 4 割が適当な住居が確保されないまま出所しており、出所後比較的短期間のうちに再犯に至っている実情があります。
- 帰るべき住居のない刑務所出所者等の受け入れ先として、更生保護施設等がありますが、あくまでも一時的な居場所であり、退所した後は地域に生活基盤を確保する必要があります。
- しかし、身元保証人がいないなどの事情でアパート等への入居が困難であるなど、更生保護施設等の退所後の住居の確保が課題となっています。

具体的な事業

①区営・区立福祉住宅【住宅課】

住宅に困っている高齢のひとり暮らしや世帯のために、安否確認の自動装置など、高齢者が安心して住めるような設備のついた住宅を提供しています。

②住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進事業【住宅課】

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、18 歳未満の子どもを養育する世帯、低所得世帯等）の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を図るため、専用住宅への経済的支援を実施します。

③高齢者等入居支援事業【住宅課】

民間賃貸住宅の確保が困難な高齢者等に対して、賃貸住宅の情報の提供、同行サービス等を通じて入居支援を行うことにより、高齢者等の居住継続を図ります。また、身元保証人を確保することが困難な高齢者等に対しては、区独自の家賃等債務保証制度を活用し、民間賃貸住宅への入居を支援していきます。

④高齢者世帯等住み替え家賃等助成事業【住宅課】

区内の民間賃貸住宅に居住し、取り壊し等により現在の住宅に住み続けることが困難になり、転居することが必要となった高齢者世帯等に、住み替え後の家賃の一部を助成します。

⑤安心住まい提供事業【住宅課】

取り壊し等により立ち退きを迫られるなど緊急に住宅を必要としている、高齢者、障害者及びひとり親世帯の方に、区が借上げている民間アパートの居室を提供することにより、居住の安定を図ります。

⑥高齢者向け優良賃貸住宅【住宅課】

高齢者が安心して居住できる、「バリアフリー化」、「緊急時対応サービス」が整った住宅に入居する場合に、家賃低廉化補助を行っています。豊島区では、現在4団地、85戸を供給しています。

⑦障害者グループホームの整備【障害福祉課】

グループホームにおいて安心して暮らすことができるよう、関係機関の連携の下、情報収集に努め、居住の場づくりの支援を行います。

⑧住居確保給付金【福祉総務課】

住まいを失った方、または失うおそれのある方に3ヶ月を限度に家賃相当額（上限あり）を支給することで、就労機会の確保に向けた支援を行います（要件あり）。

⑨空き家の利活用の促進【住宅課】

空き家の情報の把握、利活用の普及啓発、適正管理の推進、情報提供・相談体制の充実を図り、区内の空き家率の減少に努めます。

(3) 保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取り組み

① 高齢者又は障害のある者等への支援等

現状と課題

- 高齢者（65 歳以上の者）が、出所後 2 年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後 5 年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約 4 割の者が出所後 6 か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています（国計画より）。
- 医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害者に十分な支援が行き届かず、再犯につながるケースもあることから、状況に応じたきめ細やかな支援を実施していくことが求められます。

具体的な事業

◀ 相談・支援 ▶

① コミュニティソーシャルワーク事業【福祉総務課】

コミュニティソーシャルワーカーは、区内 8 か所の地域区民ひろばを拠点として、地域住民や地域の人的資源と連携・協力して、支援を必要とする人への多角的な見守りやニーズの早期発見に向けて取り組むとともに、専門相談支援機関へのつなぎ役を果たします。

高齢者、障害者、子どもなどの分野ごとでは対応が難しい制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた人々に対しては、民生委員・児童委員、青少年育成委員、保護司、高齢者総合相談センター等の関係機関と連携して支援を行っていきます。

② 福祉包括化推進会議の設置【福祉総務課】

福祉ニーズが多様化、複雑化する中、これまでの対象者別の縦割りの相談支援では対応が困難なケースが増え、引きこもり対策や就労支援・住宅確保など支援を一層きめ細かく提供する必要が高まっていることから、区役所本庁舎 4 階の福祉総合フロア各課等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進することにより、包括的な支援を実施していきます。

③ 民生委員・児童委員【福祉総務課】

民生委員・児童委員は、つねに住民の立場に立って、生活困窮者や高齢者、ひとり親家庭、障害者、生活に困っている人などの相談を受け、支援を行ったり必要な福祉サービスにつなぐ役割を果たしています。また、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援も行っています。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、住民が安心して相談、生活できるよう、個人情報取り扱いには十分配慮して活動しています。

④社会福祉協議会

豊島区民社会福祉協議会は、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、支え合い、助け合いの気持ちが育まれるよう様々な事業を行うとともに、幅広く各分野の団体等と連携し、豊島区内に福祉のネットワークをつくっています。また、支援を必要とする区民に対し、その人の抱える困難を理解するとともに、その人らしさを尊重する立場に立って支援サービスを心をこめて行っています。

⑤福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」【社会福祉協議会】

豊島区民社会福祉協議会が運営する福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」では、福祉サービスの利用に係る相談及び苦情対応など福祉サービス利用者への権利擁護の取り組みや、成年後見制度推進機関として制度の普及啓発のための講座の実施や利用する際の手続きについての説明を行っています。

◀ 高齢者 ▶

⑥高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）運営事業【高齢者福祉課】

高齢者の身近な相談窓口として、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を区内 8 か所に設置し、保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職員が、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等の業務のほか、各種相談、申請受付など総合的な支援を行っています。

⑦高齢者アウトリーチ事業【高齢者福祉課】

高齢者総合相談センターに「見守り支援事業担当」を配置し、高齢者実態調査等を通じて高齢者の生活状況や緊急連絡先等を把握して見守り活動に活用するとともに、潜在的な需要や問題等を早期に発見し、必要なサービスにつなげます。

⑧見守りと支えあいネットワーク事業【高齢者福祉課】

高齢者実態調査等を通じて見守りが必要と判断した高齢者や、自ら見守りを希望する高齢者に対し、地域の見守り活動協力員やシルバー人材センターの訪問員が見守りや声掛けを行います。

⑨認知症カフェ運営事業【高齢者福祉課】

認知症の方とその家族、地域住民、専門職が気軽に集い、喫茶とおしゃべりを楽しみながら「認知症について」語り合い、理解を深める場を提供しています。また、認知症に関する相談や認知症関連の情報提供も行っています。

⑩認知症サポーター養成事業【高齢者福祉課】

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるように支援します。

⑪認知症初期集中支援推進事業【高齢者福祉課】

医療や介護の専門職と認知症サポート医で構成されたチームが、認知症が疑われるご本人やご家族のもとを訪問し、生活の工夫や認知症の対応のアドバイスを行います。

◀ 障害者 ▶

⑫ **障害者等相談支援事業** 【障害福祉課】

障害者（児）（身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者等）の方及び家族からの福祉に関する相談に応じています。相談を通して、相談者の抱える多様な課題を把握し、適切な支援につなげるほか、関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を実施します。

⑬ **障害者地域支援協議会** 【障害福祉課】

関係機関連携のネットワークを強化し、相談を拾い上げ、適切な相談先につなげることができるような連携を構築します。また、充実した地域生活の実現のために各分野の課題を抽出し、解決に向けた具体的な検討を行います。

⑭ **精神保健に係る相談事業** 【健康推進課・長崎健康相談所】

専門医によるこころの相談、精神保健福祉士による家族問題相談、その他、保健師等の専門職が随時相談を実施します。精神疾患についての正しい知識と適切な対応について相談に応じることで、安定した生活を支援します。

⑮ **医療観察法に基づく支援** 【健康推進課】

医療観察法に基づいて処遇された者に対し、退院後必要となる地域資源の調整を行い、安定した社会生活を送れるよう支援します。

⑯ **自立支援医療（精神通院医療）** 【健康推進課・長崎健康相談所】

精神障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神障害の状態の軽減のために必要な医療について自立支援医療費を支給します。

②薬物依存を有する者への支援等

現状と課題

- 全国での覚せい剤取締法違反による検挙人員は毎年 1 万人を超えています。また、近年、同一罪名再犯者率は上昇傾向にあり、平成 29 年は、66.2%となっています（法務省「平成 30 年版犯罪白書」）。
- 薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症である場合もあり、薬物依存症からの回復には、継続的な治療・支援を受けることが重要となります。
- 身近な地域において、本人やその家族等からの相談へ対応するとともに、薬物乱用防止に向けた取り組みを進めることが必要となります。

具体的な事業

①精神保健に係る相談事業【健康推進課・長崎健康相談所】

（再掲・P12 参照）

②薬物に関する健康問題への対策【健康推進課・長崎健康相談所・地域保健課・生活衛生課】

東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会とともに、青少年をはじめとする区民の健康と安全を守るため、街頭キャンペーンや、中学生への薬物乱用防止ポスター・標語の募集、小中学校での薬物乱用防止教室、各種イベントでの啓発活動等を通して、普及啓発を進め薬物乱用を未然に防ぎます。

③薬物乱用防止教育【指導課】

危険ドラッグなど薬物乱用の防止を目的として、全校で教育課程に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年 1 回以上実施します。

「Day by Day 豊島」～薬物依存からの回復のための地域支援～

豊島区保護司会では、平成 31 年 1 月から、月に 1 回、第 2 水曜日に東京保護観察所及び薬物依存からの回復を支援する機関・団体との連携協力により、薬物依存からの回復プログラム「Day by Day 豊島」を実施しています。保護観察期間が満了するなど、国による指導・支援を受け終わった後も、地域において回復に向けた支援を続けることで、薬物依存のある人の円滑な社会復帰を支えています。

また、本プログラムの実施に当たっては、更生保護サポートセンターが設置されている豊島区東池袋分庁舎内にある豊島区民社会福祉協議会の協力を得て、令和元年 11 月より社会福祉協議会の会議室を利用して行っています。

③生活困窮

具体的な事業

①関係支援窓口との連携【税務課・国民健康保険課・高齢者医療年金課・介護保険課】

納付相談において、未納者の生活状況、支援の必要性を総合的に判断し、くらし・しごと相談支援センター、高齢者総合相談センター、生活保護担当部署などの関係課窓口の案内や対応の依頼を行います。

②くらし・しごと相談支援センターの設置（生活困窮者自立支援制度）【福祉総務課】

（再掲・P6 参照）

③ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【子育て支援課】

ひとり親世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象にして、学習面・生活面の支援を実施して学習への動機づけ、学力の向上を目指します。また、精神的なケアに重点をおき、自己肯定感の助長・社会性の修得等を促進して、貧困の世代間連鎖を防止します。

④コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【福祉総務課】

コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。

⑤生活保護制度【生活福祉課・西部生活福祉課】

生活保護制度は、病気や高齢、働き手の死亡、失業その他様々な事情で生活に困ったとき、基準によって計算された最低生活費と比較して不足している生活費を支給する制度です。「健康で文化的な最低限度の生活」を保障したうえで、受給者が自分の力や他の方法で生活できるように援助していきます。

⑥被保護者自立支援事業【生活福祉課・西部生活福祉課】

生活保護受給者の自立を目的として、①就労支援、②安定した生活のための各種の支援、③資産の調査と活用、④日常金銭管理支援、⑤高齢者の見守り支援、⑥子ども・若者への進学等の支援を行います。

社会とのつながりを回復・維持し、地域社会の一員として生活が送れるような支援を行うことにより、孤独や孤立を防ぎ、安定した生活を送れるよう支援します。

⑦被保護者自立促進事業【生活福祉課】

生活保護法の給付の対象とならない、就労支援や社会参加、地域生活移行、学習支援等の経費を支給し、被保護者の経済的、社会的な自立を支援します。

⑧子ども・若者支援事業【生活福祉課・西部生活福祉課】

子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携してひきこもり・親子関係・生活そのものの課題等の解消や学力向上を目指した学習会へのつなぎなどを行い、将来自立した生活を送っていけるように支援します。

⑨奨学基金援護事業【生活福祉課】

生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、又は在学中の方に対して、奨学金を支給します。

⑩生活福祉資金【社会福祉協議会】

所得の少ない世帯・障害者および介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行う制度です。この制度は、資金の貸付による経済的な援助にあわせて、地域の民生委員・児童委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

⑪総合支援資金【社会福祉協議会】

失業や収入の減少により、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのため、継続的な相談支援(就労支援、家計相談支援等)と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度です。原則として生活困窮者自立相談支援事業の利用が要件となります。

⑫ひとり親に対する貸付・就労支援事業【子育て支援課】

ひとり親家庭の経済的援助としての貸付、就労支援を切り口に申請者の状況を把握し、相談援助を行います。

⑬受験生チャレンジ支援貸付事業【福祉総務課・社会福祉協議会】

学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者に対する貸付け事業を実施します（要件あり）。

(4) 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取り組み

現状と課題

- 全国の高等学校進学率は 98.5%ですが、少年院入院者の 28.9%、入所受刑者の 37.4%が、中学校卒業後、高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の 36.8%、入所受刑者の 24.6%が高等学校を中退している状況にあります（国計画より）。
- 非行の未然防止や青少年健全育成のため、相談支援体制の充実や居場所づくり、学習支援や修学支援など、学校や地域における関係機関等が連携して様々な取り組みを推進する必要があります。

具体的な事業

« 相談・支援 »

①子ども若者総合相談事業【子ども若者課】

子ども若者総合相談「アンスとしま」は、子どもと概ね 39 歳までの若者やその家族を対象に、日常生活習慣、進路、ひきこもり、非行、家庭内暴力など様々な悩みに対して、電話、メール、訪問等の方法で相談を受け付けています。また、相談の内容によって専門機関と連携しながら一人ひとりに合わせた支援プログラムを実施します。また、子ども若者支援ワーカーが地域に出向いて相談をうけます。

対象を概ね 39 歳までとすることで、学校卒業後の若者に対しても、切れ目のない支援を実現しています。

②教育相談等充実事業【教育センター】

子どもの成長・発達に伴って生じてくる様々な問題や悩みについて、本人・保護者・関係機関の相談に応じ助言しています。電話による教育相談・いじめ相談に応じ助言しています。

③スクールカウンセラー事業【指導課・教育センター】

都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめなどの問題行動や不登校等を未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。

④スクールソーシャルワーカー派遣事業【教育センター】

学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や、児童相談所、医療機関など関係機関との連携など、子どもの置かれた環境の改善を行っています。また、家庭訪問などを通じて、児童・生徒、保護者への直接的な支援を行っています。

◀ 子どもの居場所 ▶

⑤子どもスキップ運営事業【放課後対策課】

小学校の教室や校庭、体育館を活用し、学童クラブの機能を維持した小学生のための放課後対策として、安全で安心な「子ども同士の遊び場」を提供します。

⑥放課後子ども教室事業【放課後対策課】

子どもスキップが設置されている小学校に放課後子ども教室を設け、地域のコーディネーターと区の社会教育指導員が連携し、地域住民の参加と協力を得ながら、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。

⑦学校開放事業【放課後対策課】

子どもたちの身近で安全な遊び場、地域住民の生涯学習・スポーツ・レクリエーションの場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放し、地域コミュニティの推進を図ります。

⑧中高生センター運営事業【子ども若者課】

中高生等の居場所、活動・交流の場、社会参加を支援する場を提供します。また、気軽に悩みを打ち明けられる環境を整えることで、若者の気持ちに寄り添い、自己肯定感を高めています。

◀ 学習支援 ▶

⑨ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【子育て支援課】

(再掲・P 14 参照)

⑩コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【福祉総務課】

(再掲・P 14 参照)

⑪子どもの学習・生活支援事業【福祉総務課】

(再掲・P 7 参照)

◀ 進学等への資金援助 ▶

⑫奨学基金援護事業【生活福祉課】

(再掲・P 15 参照)

⑬受験生チャレンジ支援貸付事業【福祉総務課・社会福祉協議会】

(再掲・P 15 参照)

◀ 青少年の健全育成 ▶

⑭青少年育成委員会

育成委員会は、地域の中で子どもたちの憩い、集いの場所づくりを目的に区内 12 地区それぞれが特色のある活動をしています。イベントなど地域活動を通じて、親子のふれあい、親同士の交流を図り、地域で支え合う子育てができる環境づくりを目指しています。

⑮としま子ども食堂ネットワーク事業【子ども若者課】

区内で活動する「こども食堂」をネットワーク化し、運営団体等が安全で安定した運営ができるよう情報共有の場や講演会、研修会を実施します。

⑯プレーパーク事業【子ども若者課】

子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。また、身近な地域で冒険遊びを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。

(5) 民間協力者等の活動の促進と広報・啓発活動の推進のための取り組み

現状と課題

- 区内の各地域において、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや居場所づくりに取り組むボランティアなど、多くの民間ボランティアの方々が、安全・安心なまちづくりや再犯防止のために地道に活動しており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきています。
- また、犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、区民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要ですが、再犯の防止等に関する施策は、区民にとって必ずしも身近ではないため、関心と理解を得にくく、区民に十分に認知されていないことなどの課題があります。
- そのため、民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進等に引き続き取り組む必要があります。

民間協力者による具体的な取り組み

①豊島区保護司会

保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（民間ボランティア）です。社会奉仕の精神をもって、犯罪を犯した者の改善及び更生を助けると共に、犯罪の予防のため世論の啓発に務め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを使命としています。具体的な仕事としては、生活環境の調整、保護観察、犯罪予防活動の3つになります。

平成28年4月には、豊島区東池袋分庁舎内に更生保護サポートセンターを開設しました。更生保護サポートセンターは、保護司が面接や関係機関との処遇協議、情報交換を行う保護司活動の拠点です。生活福祉課や社会福祉協議会と同じ施設にあることで連携がとりやすくなり、福祉施策の最前線として活動の充実を図っています。

また、毎週2回（月・金曜）、更生保護サポートセンターにおいて青少年相談室を開設し地域の中での様々な相談に応じています。ご両親からお子さんに対する相談も多く、内容は多種にわたります。必要があるときには関係機関と連絡し、共に考え、相談し、ご両親、お子さんともに良い結果になるよう協力します。

②社会を明るくする運動

すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

豊島区では、7月の強調月間を中心に、保護司会をはじめとした地域団体の代表からなる同運動推進委員会並びに常任委員会が中央大会を開催するほか、地区青少年育成委員会が各地域ごとに多彩な行事を実施しています。

③ 崇鴨・池袋・目白防犯協会

地域における防犯思想の普及啓蒙、各種防犯対策の推進、防犯施設の充実強化、各種警察の防犯活動等への参加・協力・支援により、「犯罪のない安全・安心まちづくり」に寄与することを目的として、豊島区、警察署、地域住民、企業等が協働し、講演会・座談会等による防犯思想の普及啓蒙活動、防犯キャンペーン等による各種防犯対策の推進、各種防犯広報の実施、地域安全運動豊島区民大会の開催、青少年の健全育成に向けた取り組み等、様々な防犯活動により、管内犯罪発生件数の減少、環境浄化等に取り組んでいます。

④ 池袋組織犯罪根絶協会

会員相互の緊密な連携のもと、暴力団等の反社会的勢力及び国際犯罪組織の排除活動等を積極的に推進し、これらの犯罪組織が介入しない、明るく安全で安心できる池袋駅周辺の繁華街づくりに寄与することを目的とし、豊島区、繁華街関係者、地域住民、池袋警察署等が協働し、組織犯罪根絶豊島区民決起大会の開催、各種キャンペーン等への参加、講演会等を通じ、暴力団等の排除活動に積極的に取り組んでいます。

⑤ 青少年育成委員会

(再掲・P 17 参照)

⑥ 豊島区保護観察協会

犯罪予防活動の啓蒙、更生保護や青少年健全育成の目的のため、「社会を明るくする運動」や、保護司会をはじめとする更生保護活動団体、青少年育成委員会等へ物心両面による支援を行っています。

⑦ 豊島区更生保護女性会

女性の立場から、犯罪を犯した人への更生保護の充実に寄与し、犯罪のない明るい地域社会の実現と青少年の健全育成を目的として活動しています。更生保護についてのミニ集会、講習会、講演会を開催するほか、区内警察署及び区内更生保護施設の見学研修や児童養護施設、矯正施設等への慰問を行っています。また社会を明るくする運動中央大会では、運営に参加協力しています。

⑧ 豊島区 BBS 会

BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) は、様々な問題を抱える少年を兄や姉のような身近な存在として接しながら少年達が自分自身で問題を解決し、健全に成長していくことを支援する青年ボランティアです。

豊島区 BBS 会は、大正大学の学生が中心となり組織されています。社会を明るくする運動の常任委員であり、同運動の中央大会においては、運営や広報活動に協力を行っています。また更生保護関連施設への見学会や、子ども関係の地域イベントや施設でのボランティア活動をしています。

⑨更生保護法人新興会

犯罪や非行を犯した人で頼るべき身寄りや住居のない人達を保護し、一定期間宿泊場所を提供し、様々なアドバイスをするなど、本人が法律を守る善良な社会の一員となるよう、その自立と更生を援助しています。

⑩五者会議

豊島区保護司会、豊島区保護観察協会、豊島区更生保護女性会、豊島区 BBS 会、更生保護法人新興会の代表が年 1 回一堂に会し情報や意見の交換を行い、連携の強化を図っています。平成 29 年度から区の職員も出席しています。

⑪子ども食堂

地域で子どもやその保護者を対象に、無料または安価で食事を提供する取り組みです。貧困家庭や孤食の子どもに、食事を提供する目的で始まりましたが、それだけではなく「世代交流」・「地域コミュニティ」・「居場所」・「文化の継承」・「ボランティア活動」などの場として、多角的な支援共助の場となっています。

区における具体的な事業

①更生保護活動への支援

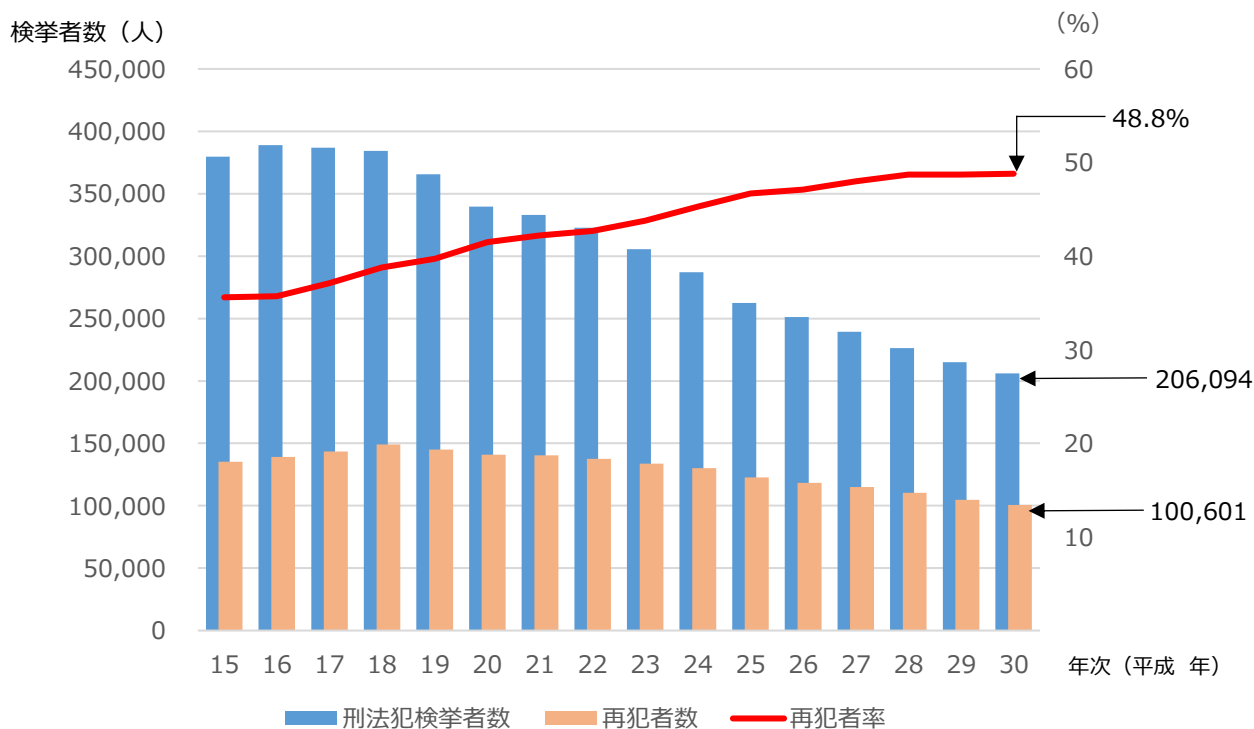
区では、地域の更生保護活動や青少年健全育成の活動を支援するために、地域団体に助成金を支給しています。

また、社会を明るくする運動の事務局となるほか、各地域団体の P R 活動や事務補助など、更生保護活動が円滑に行えるよう支援をしています。

參考資料

1 全国の状況

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

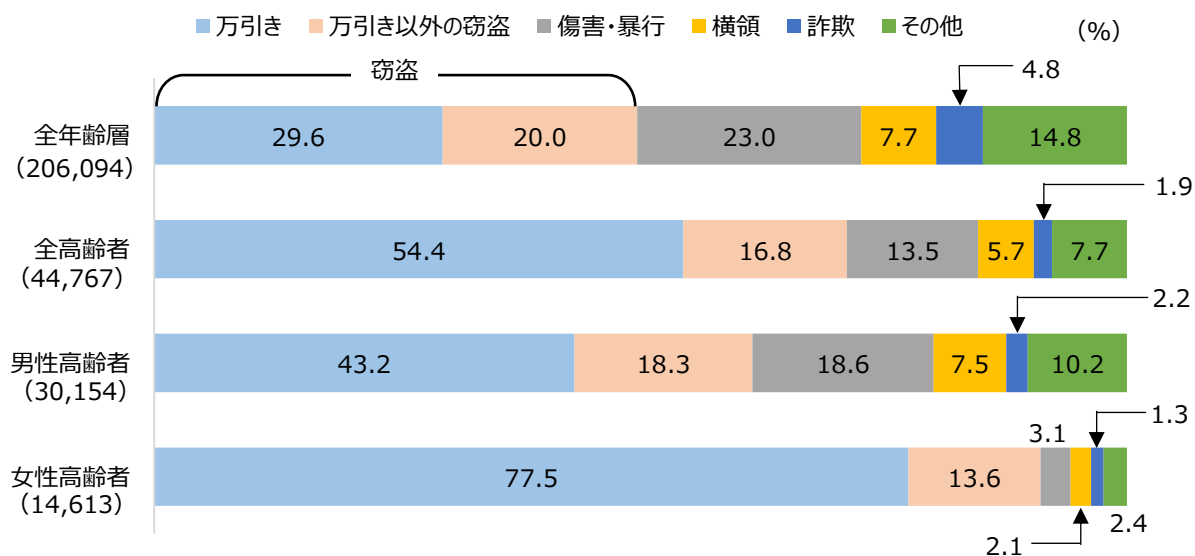


注 1 警察庁・犯罪統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

(2) 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比 (男女別) (平成 30 年)



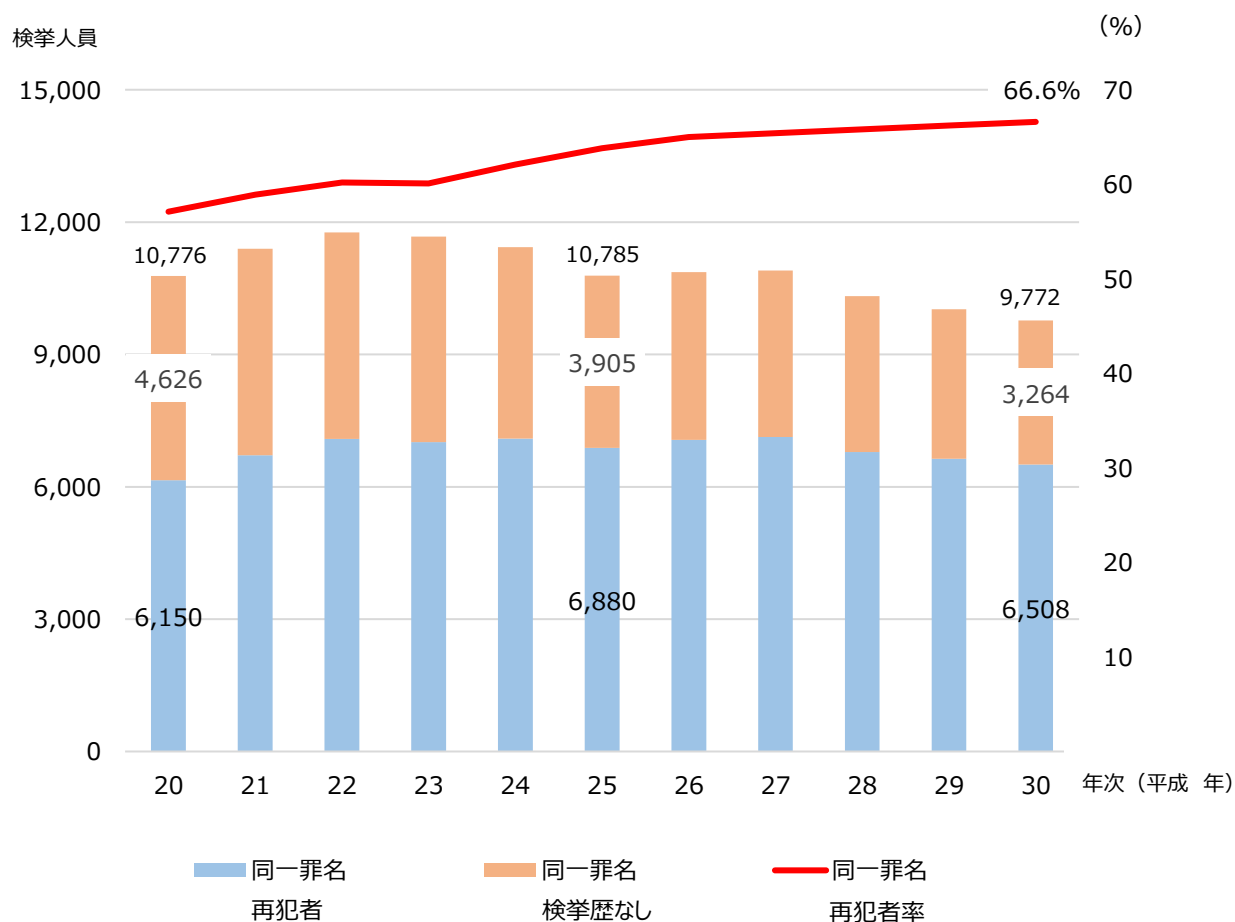
注 1 警察庁の統計による。

2 犯行時の年齢による。

3 「横領」は、遺失物横領を含む。

4 () 内は、人員である。

(3) 覚せい剤取締法違反 成人検挙人員中の同一罪名再犯人員等の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。

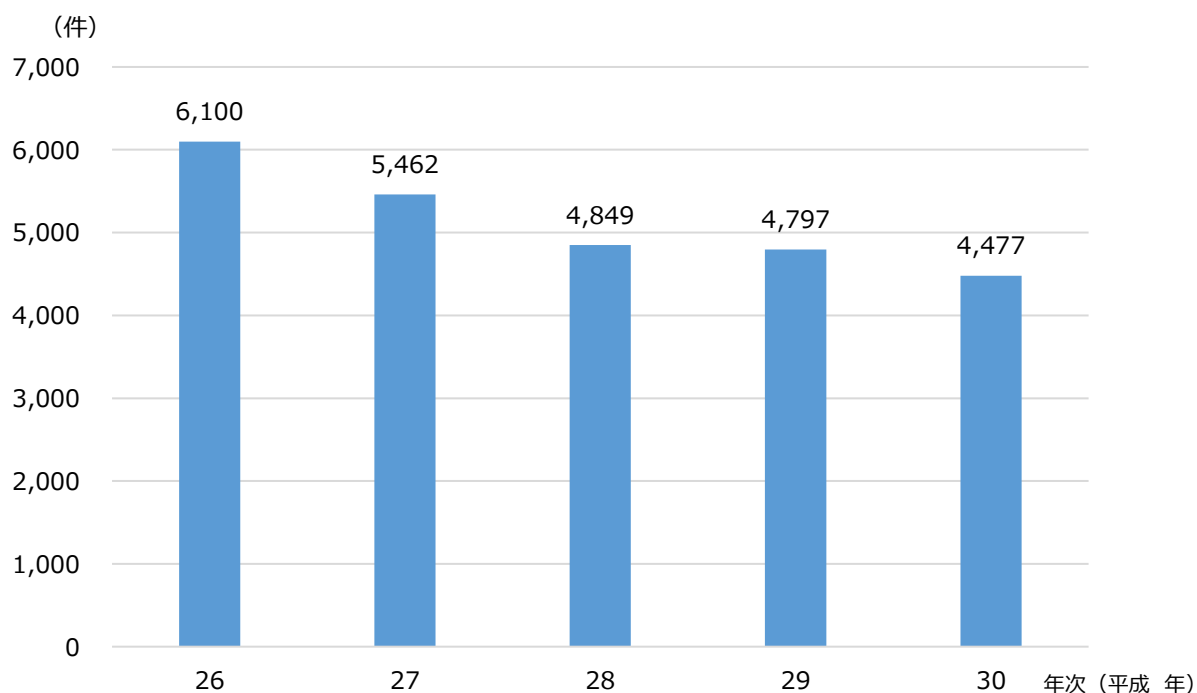
2 検挙時の年齢による。

3 「同一罪名再犯者」は、前に覚せい剤取締法違反（覚せい剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚せい剤取締法違反で検挙された者をいう。

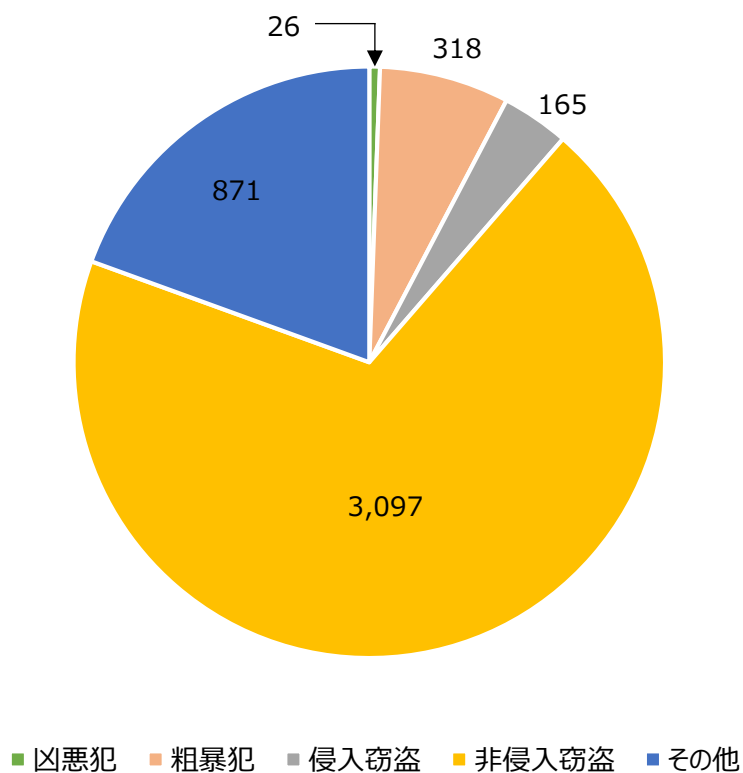
4 「同一罪名再犯者率」は、覚せい剤取締法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

2 豊島区の状況

(1) 豊島区内における刑法犯認知件数

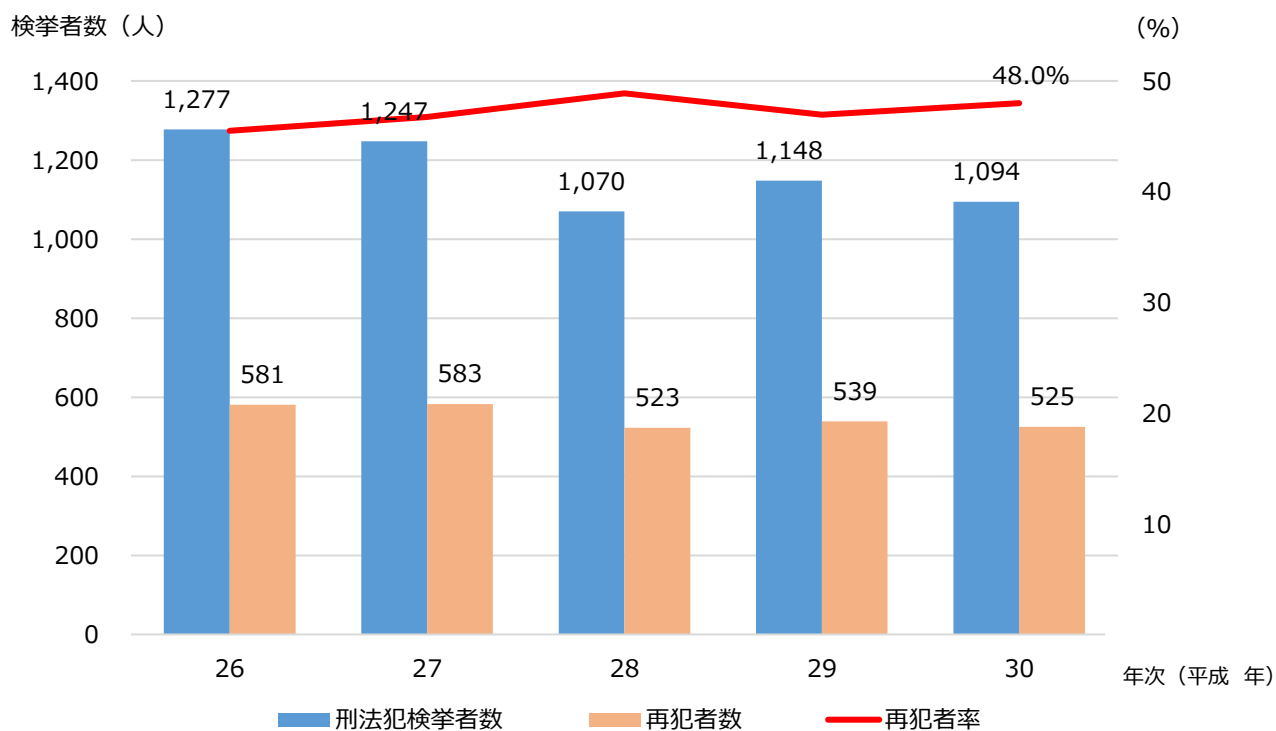


(2) 豊島区 罪種別刑法犯認知件数 (平成 30 年・合計 4,477 件) の構成

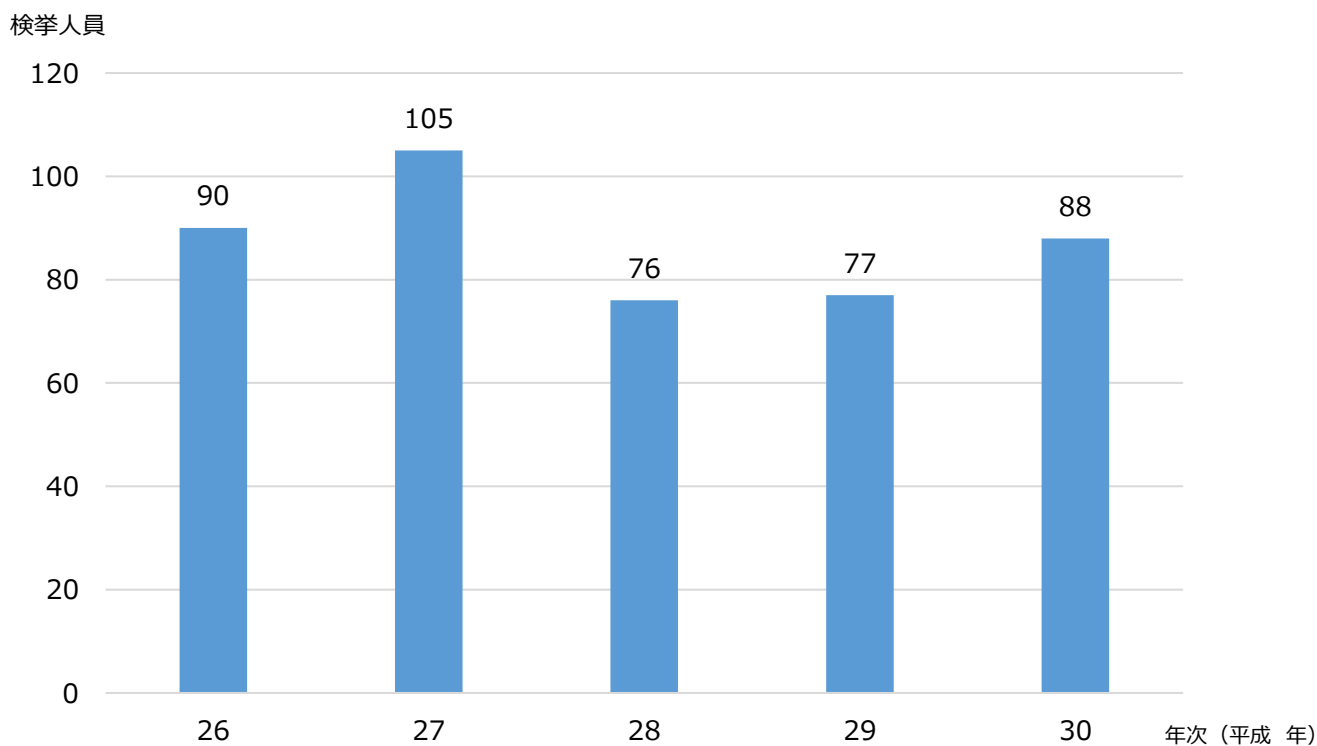


(出典：「警視庁の統計」より)

(3) 豊島区内における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



(4) 豊島区 覚せい剤取締法違反 検挙人員



(出典:「警視庁の統計」より)

3 検討体制

豊島区再犯防止推進計画の策定にあたっては、生活安全協議会の部会として、生活安全協議会委員、地域関係団体、官公庁、区職員などで構成する「再犯防止推進部会」を設置し、検討を進めてきました。また、パブリックコメントの実施により、区民の皆様から意見等を伺いました。

4 検討経過

	内 容
令和元年 7月12日	生活安全協議会 「再犯防止推進部会」の設置を決定
9月11日	第1回 再犯防止推進部会 ・計画の概要 ・素案の検討
11月11日	第2回 再犯防止推進部会 ・計画素案の検討
12月2日～27日	～ パブリックコメントの実施 ～ ※提出意見数：0件
令和2年 1月14日	第3回 再犯防止推進部会 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画素案の修正→計画（案）へ
1月28日	生活安全協議会 豊島区再犯防止推進計画の決定

5 生活安全協議会 再犯防止推進部会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

委 員	生活安全協議会委員	◎豊島区保護司会会長	高埜 秀典	
		豊島区保護司会副会長	山元 俊一	
		巣鴨防犯協会会長	吉井 公明	
		池袋防犯協会会長	岡部 俊夫	
		目白防犯協会会長	森田 晴久	
		池袋組織犯罪根絶協会会長	菅澤 省吾	
		豊島区町会連合会副会長	田中 英治	
		豊島区青少年育成委員会連合会会長	木崎 茂雄	
	地域関係団体	豊島区更生保護女性会会長	猪野 美佐子	
		更生保護法人新興会 施設長	石橋 正克	
		豊島区民社会福祉協議会事務局長	天貝 勝己	
		池袋東地区民生委員児童委員協議会会長	佐々木 敬彦	
	官公庁	巣鴨警察署 生活安全課長	森 伸行	
		池袋警察署 生活安全課長	世取 治郎	
		目白警察署 生活安全課長	木内 昭朗	
		法務省東京保護観察所 統括保護観察官	柳沢 真希子	
区 関 係 職 員	○危機管理監		今浦 勇紀	
	生活産業課長		山野邊 暢	
	高齢者福祉課長		佐藤 重春	
	障害福祉課長		栗原 せい子	
	生活福祉課長		尾崎 勝也	
	地域保健課長		樫原 猛	
	健康推進課長		関 なおみ	
	庶務課長		副島 由理	
	住宅課長		星野 良	
	事務局	治安対策担当課長		澤田 浩禎
		福祉総務課長		高橋 隆史
		子ども若者課長		小澤 さおり

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある



国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

豊島区再犯防止推進計画

(令和2年度～令和6年度)

発行：豊島区

編集：総務部防災危機管理課

保健福祉部福祉総務課

子ども家庭部子ども若者課

〒171-8422 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

電話 03-3981-1111 (代表)

<http://www.city.toshima.lg.jp/>

令和2年1月発行

